

大豆共済

◎全相殺方式をおすすめしています

おすすめする理由は下記の2点です

- ・ご自身の出荷実績に基づいて引受・損害評価が行われるため、基準が明確です。
- ・補償割合が最高で9割となるため、満足度の高い補償を受けることができます。

加入要件は過去5か年について、下記の①または②いずれかを満たすことです。

①収穫した大豆のおおむね全量を出荷しており、出荷数量が把握できること

出荷伝票

年産ごとに、特定加工用以上の品位に該当するものを収量として扱います。(白大豆の場合)
自家用・贈答用に供したものは別途調査を行い、数量を把握します。

または

②税務申告書類およびその関連書類から収穫量の把握ができること

収支内訳書

収支内訳書表面の販売金額、家事消費(事業消費)金額、期首・期末の棚卸高、収支内訳書裏面の収入金額の明細ならびに大豆の収量を記録した帳簿から各年産ごとの収穫量を把握します。

大豆の収量を記録した帳簿等

※この説明は白色申告をしている方の場合です。
青色申告をしている方は一部提出書類が異なります。また、青色申告をしている方については収入保険をおすすめしています。

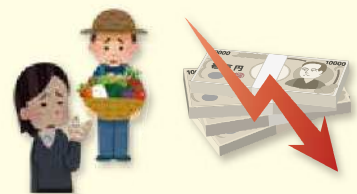
青色申告を行っている方は、もっとワイドな補償の

収入保険をご検討ください!

農産物の販売収入の最高9割を基準に補償し、様々なリスクから農業経営を守ります。
個人経営の方は、令和9年からご加入いただけます。詳しくはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。

※畑作物共済と収入保険は重複してご加入できません。

市場価格が下がった



けがや病気で収穫ができない



盗難や運搬中の事故にあった



●お問い合わせは

本所 収穫・収入保険課
TEL.(086)230-5546
〒700-8602 岡山市北区桑田町1-30

備前支所
TEL.(086)277-5511
〒703-8265 岡山市中区倉田436-2

備南支所
TEL.(0866)83-2600
〒714-1211 小田郡矢掛町東三成614-2

備北支所
TEL.(0866)21-0350
〒716-0002 高梁市津川町今津1922-2

美作支所
TEL.(0868)54-5061
〒708-0314 苫田郡鏡野町沢田360-1



近年多発する被害に...

自然災害等による収量減少を補償します。大豆共済に加入して、災害に備えましょう!



備えの種をまこう。



高温・少雨が続いて
さやがつかなかった



イノシシにほとんど
踏み荒らされてしまった

加入対象

白大豆・黒大豆ごとに **5a** 以上栽培する農家です。
※収入保険制度の加入者を除く

ただし、次にあてはまるものは加入できません。
・枝豆用
・畦畔で栽培しているもの(あぜ豆)
・栽培管理が粗放なもの

補償期間

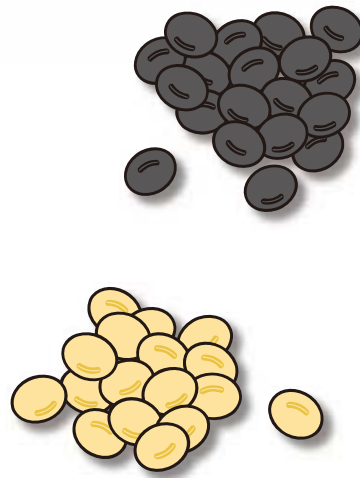
発芽期(移植期)から収穫するまでの期間です。

- 移植や播種をする時期は、通常の収量が見込める期間です。
- 収穫とは、ほ場から大豆を搬出するまでとなります。

対象となる災害



〈その他気象上の原因による災害、地震、火災も対象となります。〉



加入方式

加入方式	補償割合(選択制)	補償内容
はんそうさい 半相殺方式	80% 70% 60%	農家ごとに総基準収獲量の2割(3割または4割)を超える減収量を補償
ぜんそうさい 全相殺方式	90% 80% 70%	農家ごとに総基準収獲量の1割(2割または3割)を超える減収量を補償
地域インデックス方式	90% 80% 70%	統計単位地域ごとに統計単収と基準単収の差を基に算出した減収量が基準収獲量の1割(2割または3割)を超える場合に補償

(半相殺方式)

- 基準収獲量とは、耕地ごとに設定された平年収獲量のことです。

(全相殺方式)

- 基準収獲量は過去の出荷データまたは税務申告書類等を基に設定し、減収量の算定もその年の出荷データまたは税務申告書類等を基に行います。
- 実際の収獲量に基づいた補償が受けられることから、加入要件を満たす方については全相殺方式での加入をおすすめしております。詳細はパンフレット裏面をご覧ください。
- 加入要件：概ね全量を直近過去5か年、農協等に出荷しており、今後も出荷をすることが確実な方。または、税務申告書類等により収獲量の把握が行える方。

(地域インデックス方式)

- 基準収獲量は統計単位地域における過去5か年の統計単収を基に設定された収獲量のことです。

1Kgあたり共済金額(補償単価)

補償単価は課税農業者または免税農業者により異なります。
下記表の白大豆(対象者)単価は免税農業者単価です。

共済目的	補償単価
白大豆(畑作物直接支払交付金交付対象者)	288円
白大豆(上記対象者以外)	113円
白大豆(種子用)	469円
黒大豆	921円

畑作物直接支払交付金交付対象者の方は、販売単価相当に交付金額を加味した補償単価または販売単価相当の補償単価のどちらかを選択できます。

※交付対象者として引受を行った方へ最終的に直接支払交付金が交付されなかったとき、掛金の一部返付・共済金の一部返還が発生する場合があります。また、数量払のみを申請されていた方が営農継続支払の交付を受けたことが共済金の支払後に確認された場合は、過大に支払われていた部分の共済金を返還していただきます。

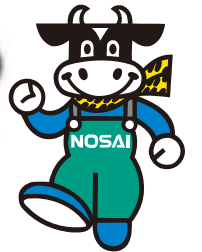
共済金額(補償額)と共済掛金の目安額

- 共済掛金は55%を国が負担し、残りの45%を農家が負担します。
- 農家負担掛金は上記共済掛金のうちの農家が負担する額と、事務費賦課金の合計となります。
- 農家負担掛金は必要経費として、農業所得から控除できます。
- 過去の被害状況に応じて、個人ごとに掛金率が設定されます。

引受方式	補償割合(最高補償)	10a当たりの目安額	
		共済金額(補償額)	農家負担掛金(納付額)
半相殺方式	白大豆	23,000円	760円
	黒大豆	74,000円	6,250円
全相殺方式	白大豆	26,000円	630円
	黒大豆	83,000円	5,170円
地域インデックス方式	白大豆	26,000円	870円
	黒大豆	83,000円	2,780円

※上記掛金目安は10アール当たりの収量が100kg、補償単価第1位(白大豆にあっては288円、黒大豆にあっては921円)を選択した際の、基準料率を用いています。また、地域インデックス方式は岡山市の基準料率を用いています。

収穫前に現地調査を行う必要がありますので、必ず収穫前に被害申告をしてください。



(1Kgあたり)

共済金のお支払い

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{補償単価}$$

半相殺方式

- 農家ごとに減収量が**2割**を超える場合に、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

全相殺方式

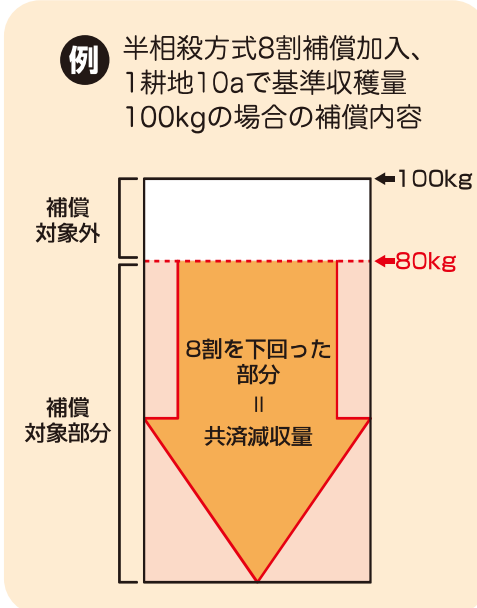
- 農家ごとの生産量(農協等へ出荷数量)を基に、**1割**を超える減収があった場合、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

地域インデックス方式

- 統計単位地域ごとに、統計単収による収獲量が**1割**を超えて減少した場合に共済金をお支払いします。

⚠️ ご注意ください

- ※除草管理、排水管理、鳥獣害対策といった管理不行届きによる減収は、共済金の支払い対象になりません。
- ※現地評価前に収穫、鋤込をした場合、補償対象外となります。



畑作物共済のご加入にあたって 〈重要事項説明書〉

この説明書は、畑作物共済への加入にあたり、皆さまにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、お近くの岡山県農業共済組合（以下「NOSAI」といいます。）までお問い合わせ願います。

なお、この説明書は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律」に基づき重要事項を説明するものです。

ご加入についての事項

■加入申込み及び共済関係の成立

(1) 共済目的の種類（白大豆・黒大豆）ごと及び大豆の年産ごとに現に栽培する全ての大豆を畑作物共済に申し込み、NOSAI がこれを共済責任期間の開始前に承諾することによって成立します。原則として包括加入です。

(2) 加入方式

- ①半相殺方式（80% 70% 60%）
- ②全相殺方式（90% 80% 70%）
- ③地域インデックス方式（90% 80% 70%）

上記のいずれかの方式及び補償割合を選択できます。いずれも共済目的の種類（白大豆・黒大豆）ごとの栽培面積が5a以上であることが条件となります。全相殺方式については一定の加入要件があります。また、申込者の申出により、自動継続特約を付加することができます。

(3) 加入申込書

別途定める畑作物共済加入申込書兼変更届出書（以下「加入申込書」）に必要事項を記入・署名（または捺印）して加入申込期間内にNOSAIに対して申込み、NOSAIがこれを承諾した時に共済関係が成立します。

なお、加入申込書の記入内容が事実と異なる場合には、共済関係の解除及び共済金の支払が出来なくなる場合がありますので、特にご留意願います。

(4) 引受の除外

- ①共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- ②基準収穫量の適正な決定が困難であること。
- ③損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- ④収穫物が未成熟のまま収穫されること。
- ⑤通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
- ⑥当該農作物の作付けが組合等が定める作付基準に適合しないこと。

■共済関係の解除

(1) 告知義務違反による解除

組合員が故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき。

(2) 共済掛金不払の場合の解除

組合員が正当な理由なく組合員負担共済掛金（以下「掛金」といいます。）の払込みを遅滞したとき、又はNOSAIが定める掛金の分納の規定に違反して第一回目の掛金の払込みを遅滞したとき。

(3) 重大事由による解除

- (ア) 組合員が、組合等に共済金の給付を行わせることを目的として故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- (イ) 組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

■共済責任期間

共済責任期間は、発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫をするに至るまでです。この場合の発芽期（移植期）とは、その地方において通常の時期であり、収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は掘り取り、圃場より搬出することです。ただし、圃場乾燥中又は圃場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り共済責任期間内にあるとします。

■基準収穫量

天候が平年並み、かつ肥培管理なども普通一般並みに行ったときに期待される収量で、全相殺方式は組合員等の過去5か年の施設計量結果等や青色申告書等をもとに、半相殺方式は地力等級等をもとに、地域インデックス方式は市町村別に公表される統計単収をもとに、10アール当たり基準収穫量（以下「基準単収」といいます。）を算定します。

■共済金額

共済責任期間に補償される最高限度額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。共済金額の算定は、次により行います。

共済金額 = 引受収量 ×

農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額

引受収量 = 基準収穫量 × 補償割合

※キログラム当たり共済金額は、農林水産大臣が定めた金額のうち1つを選択できます。

共済事故についての事項

共済事故とは、次に掲げる災害による農作物の減収のことをいいます。

- ①風水害
- ②干害
- ③冷害
- ④ひょう害
- ⑤凍霜害
- ⑥寒害
- ⑦雪害
- ⑧雨害湿潤害
- ⑨冷湿害
- ⑩土壌湿潤害
- ⑪地震の害
- ⑫噴火の害
- ⑬地すべりの害
- ⑭その他気象上の原因による災害
- ⑮火災
- ⑯病害
- ⑰虫害
- ⑱鳥害
- ⑲獣害

共済金の支払いについての事項

■共済金

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

共済金 = 補償単価（kgあたり共済金額）× 共済減収量

共済減収量 = 共済事故が発生したことによる減収量のうち、基準収穫量に支払開始損害割合を乗じた数量を超えた数量（kg）

減収量とは

全相殺方式：農家ごとの減収量

半相殺方式：耕地ごとの減収量の合計

地域インデックス方式：（基準単収 - 当該年産の統計単収）× 面積

■損害評価

損害評価は、組合員からの損害通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物共済損害認定準則及び畑作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組合員ごとに現地調査を行います。

■分割評価

肥培管理の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適当、播種・収穫時期が適切でない場合などその他共済事故以外の原因による減収があると認められる場合には、共済事故による損害と分けて損害評価を実施します。共済事故以外の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

■支払責任のない損害

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く）。

■共済金の全額または一部が支払われない場合

- (1) 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために災害が発生した場合。
- (2) 共済事故の発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって、不実の通知をした場合。
- (3) 悪意若しくは重大な過失によって畑作物共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をした場合。
- (4) 植物防疫法の規定に違反した場合、又は共済事故による損害であることが確認できない場合。
- (5) その他加入者としての必要な通知義務を怠った場合。

加入者の通知義務

組合員は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると思われたときには、現場保存を行ったうえで、下記について遅滞なく NOSAI へ通知をお願いします。その通知が無い場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができず共済金をお支払いできなくなることがあります。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日月
- (3) 災害により被害を受けた圃場及び被害状況
- (4) その他被害の状況が明らかとなる事項

個人情報の取扱いについての事項

- (1) ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。
- (2) 本共済関係に関する個人情報は、NOSAI が実施する他の共済の案内等、業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (3) NOSAIと国の二者間で個人情報を共同利用します。
- (4) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

かつてない規模の災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払う金額を削減することがあります。